

函南町告示第41号

函南町住宅用太陽光発電システム等設置事業費補助金交付要綱をここに制定する。

令和4年3月11日

函南町長 仁科 喜世志

函南町住宅用太陽光発電システム等設置事業費補助金交付要綱

函南町住宅用太陽光発電システム設置事業費補助金交付要綱（平成30年函南町告示第29号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 町長は、環境への負荷の少ないエネルギーの利用を促進し、もって地球温暖化の防止を図るため、住宅用太陽光発電システム等設置事業を実施する者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、函南町補助金等交付規則（昭和48年函南町規則第10号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅用太陽光発電システム 太陽光を利用して発電するシステムで電力会社との太陽光発電設備の系統連系に伴う電力受給に係る契約を締結し、当該発電システムにより発電した電気が当該発電システムを設置した住宅において消費されるもので、太陽電池又はパワーコンディショナのいずれかの出力が10キロワット未満の物
- (2) 家庭用蓄電池システム 住宅用太陽光発電システムにより発電する電力を放充電し、蓄電容量1キロワット時以上のリチウムイオン蓄電池及び電力変換装置（インバータ、コンバータ、パワーコンディショナ等）で構成される一体の装置で、住居部分に電力を供給できる物
- (3) 設置者 自らが居住し、又は居住予定の町内の住宅等（借家その他賃貸借の目的となっている住宅を除く。）に、未使用の住宅用太陽光発電システム若しくは家庭用蓄電池システム又はその両方を設置する者

（補助の対象者）

第3条 補助金の対象者は、次の各号のいずれにも該当する設置者とする。

- (1) 補助金の交付の決定前に、補助の対象となる住宅用太陽光発電システム及び家庭用蓄電池システム（以下「住宅用太陽光発電システム等」と総称する。）

の補助対象経費に係る部分の工事に着手していないこと（住宅用太陽光発電システム等を設置する住宅が建売の場合、当該住宅の引渡しがなされていないこと。）。

(2) 町税を滞納していないこと。

(3) 設置する住宅用太陽光発電システム又は家庭用蓄電池システムについて、過去に同種のシステムに係る補助金等の交付を受けていない者であること。

（補助対象経費）

第4条 補助対象経費は、未使用の住宅用太陽光発電システム等の設置（以下「補助事業」という。）に要する経費であって次に掲げる費用とする。

(1) 太陽電池モジュール、架台の設置費用

(2) リチウムイオン蓄電池の設置費用

(3) 電力変換装置（パワーコンディショナ、インバータ、コンバータ、保護装置）の設置費用

(4) その他付属機器（接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器）の設置費用

(5) 設置工事に係る費用（配線・配線器具の購入・電気工事・安全対策等を含む。）

（補助額）

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げるところによる。

(1) 住宅用太陽光発電システム 5万円を上限とし、1万円に太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計キロワット数を乗じて得た額（1,000円未満は切捨て）

(2) 家庭用蓄電池システム 5万円を上限とし、1万円に家庭用蓄電池の蓄電容量の合計キロワット時数を乗じて得た額（1,000円未満は切捨て）

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を申請しようとする者は、補助事業の着工前に、次に掲げる書類を各1部、町長に提出しなければならない。

(1) 函南町住宅用太陽光発電システム等設置事業費補助金交付申請書（様式第1号）

(2) 見積書の写し又は経費の内訳が記載されている契約書の写し

(3) システムの形状、規格等が分かる書類

(4) 工事着工前の写真（カラー）

(5) 町税納付状況調査同意書

(6) その他町長が必要と認める書類

（交付の決定等）

第7条 町長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、法令、予算、規則等に照らしてその内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、補助金の交付を決定し、函南町住宅用太陽光発電システム等設置事業

費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第8条 町長は、前条の規定による補助金の交付決定をする場合において、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 前条に規定する交付決定を受けた者が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ町長の承認を受けなければならないこと。
 - ア 補助事業の内容の変更（設備容量、型式の変更等）をしようとする場合
 - イ 補助事業に要する額の変更（補助対象経費の変更等）をしようとする場合
 - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに町長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数等に相当する期間内において、町長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (5) 町長の承認を受けて前号の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を町に納入させることがあること。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

（変更等の承認申請等）

第9条 前条第1号の規定により町長の承認を受けようとする者は、函南町住宅用太陽光発電システム等設置事業変更等承認申請書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による補助事業の内容の変更又は中止の承認をしたときは、函南町住宅用太陽光発電システム等設置事業費補助金交付変更（中止）決定通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助金の交付決定を受けた者は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、函南町住宅用太陽光発電システム等設置事業費補助金実績（完了）報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

い。

- (1) 補助事業に係る領収書及び請求内訳書の写し
- (2) 補助事業状況が分かる写真（カラー）
- (3) 住宅用太陽光発電システムにあっては、電力会社からの電力受給契約の申込書の写し
- (4) 太陽光発電システム等の設置場所を確認できる図面（配置図等）
- (5) 太陽光発電システム等の品質を保証する書類の写し
- (6) 住宅用太陽光発電システムにあっては、出力対比表（原則としてメーカー発行のもの）
- (7) その他町長が必要と認める書類
（交付額の確定等）

第11条 町長は、前条に規定する実績報告があったときは、速やかにその内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、交付すべき補助金の額を確定し、函南町住宅用太陽光発電システム等設置事業費補助金交付確定通知書（様式第6号）により、当該申請者に通知するものとする。
（請求）

第12条 前条の規定による通知を受けた者は、速やかに函南町住宅用太陽光発電システム等設置事業費補助金請求書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。
（協力の要請）

第13条 町長は、補助金の交付を受けた者に対し、必要に応じて発電量、売電量、買電量等に関する資料の提供を求めることができる。
（決定の取消し等）

第14条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付の決定に付した条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合は、補助金の交付を受けた者に対し期限を定めて交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 6 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

函南町住宅用太陽光発電システム等設置事業費補助金交付申請書

年 月 日

函南町長 氏 名 様

住 所
申請者 氏 名
電話番号 ()

補助金の交付を受けたいので、函南町住宅用太陽光発電システム等設置事業費補助金交付要綱第 6 条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

補助金交付申請額	円
補助対象経費（税込）	円
設置場所	函南町
太陽電池の最大出力	k W
家庭用蓄電池システムの 蓄電容量	k W h

様式第2号（第7条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

第 号
年 月 日

様

函南町長 氏 名 印

函南町住宅用太陽光発電システム等設置事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった函南町住宅用太陽光発電システム等設置事業費補助金の交付について、函南町住宅用太陽光発電システム等設置事業費補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり決定したので通知します。

補助金交付決定額	円
設置場所	函南町
太陽電池の最大出力	k W
家庭用蓄電池システムの 蓄電容量	k W h

函南町住宅用太陽光発電システム等設置事業変更等承認申請書

年 月 日

函南町長 氏 名 様

住 所
申請者 氏 名
電話番号 ()

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けた補助事業について変更（中止）したいので、函南町住宅用太陽光発電システム等設置事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 変更（中止）の内容

・補助対象機器（住宅用太陽光発電システム・家庭用蓄電池システム）

☐型式・仕様の変更

☐出力（kW）・蓄電容量（kWh）の変更

☐補助対象経費の変更

・交付申請時： 円

・変更後： 円

☐その他

2 変更（中止）の理由

3 交付決定額等 (1) 当初交付決定額 円
(2) 変更補助金交付申請額 円

様式第4号（第9条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

第 号
年 月 日

様

函南町長 氏 名 印

函南町住宅用太陽光発電システム等設置事業費補助金交付変更（中止）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった函南町住宅用太陽光発電システム等設置事業費補助金交付申請書に関し、内容を変更（中止）することについては、次のとおり変更承認し、交付することにしたので、函南町住宅用太陽光発電システム等設置事業費補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

1 変更内容

2 交付決定額等 （変更前） 円

（変更後） 円

様式第5号（第10条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

函南町住宅用太陽光発電システム等設置事業費補助金実績（完了）報告書

年 月 日

函南町長 氏 名 様

住 所 函南町
申請者 氏 名
電話番号 ()

年 月 日付け、第 号で交付決定の通知を受けた補助事業が
年 月 日付けで完了したため、函南町住宅用太陽光発電システム等設置
事業費補助金交付要綱第10条の規定により関係書類を添えて次のとおり報告します。

補助金交付決定額	円
補助対象実績額（税込）	円
設置場所	函南町
太陽電池の最大出力	k W
家庭用蓄電池システムの 蓄電容量	k W h

様式第 6 号（第11条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

第 号
年 月 日

様

函南町長 氏 名 印

函南町住宅用太陽光発電システム等設置事業費補助金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号により決定した函南町住宅用太陽光発電システム等設置事業費補助金の交付について、次のとおり確定します。

補助金交付決定額	円
補助金交付確定額	円
設置場所	函南町
太陽電池の最大出力	k W
家庭用蓄電池システムの蓄電容量	k W h

様式第7号（第12条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

函南町住宅用太陽光発電システム等設置事業費補助金請求書

年 月 日

函南町長 氏 名 様

住 所 函南町
申請者 氏 名 ⑩
電話番号 ()

年 月 日付け、第 号で交付確定の通知を受けた函南町住宅用太陽光発電システム等設置事業費補助金を次のとおり請求します。

1 補助金請求額 円

2 口座振込先

金融機関名	銀行 信用金庫 農業協同組合	本店 支店 (所)
預金の種類	普通 ・ 当座	
口座番号	No.	
フリガナ		
口座名義人		

（注）口座番号・口座名義人・フリガナなどは、銀行等への届出どおりに記入してください。